

ドイツ領邦絶対主義形成過程における中間的諸権力 ：領邦都市マインツの場合(中-二)

神寶, 秀夫
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門 : 教授 : 西洋史学

<https://doi.org/10.15017/1144>

出版情報 : 史淵. 139, pp.117-142, 2002-03-30. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン :
権利関係 :

ドイツ領邦絶対主義形成過程における中間的諸権力

——領邦都市マインツの場合——（中―二）

神 寶 秀 夫

はじめに

第一節 考察のための諸前提

- 一 中間的諸権力の概念
- 二 ドイツ近世都市の歴史的位置づけに関する研究史

第二節 マインツ市の統治構造

- 一 帝国自由都市段階のマインツの統治構造（以上、第一三七輯）
 - 二 領邦都市段階のマインツの統治構造
 - 1 市民の誠実宣誓
 - 2 一四六九年の『特権状』と大司教の都市統治機構（2〔b〕まで、第一三八輯…2〔c〕以下、本号）
- ### 第三節 領邦都市マインツの中間的諸権力
- 一 都市参事会（以下、次号予定）
 - 二 同職組合Ⅱ「兄弟団」

総括

第二節 マインツ市の統治構造

二 領邦都市段階のマインツの統治構造

2 一四六九年の『特権状』と大司教の都市統治機構

2 大司教の都市統治機構

〔c〕「世俗裁判所」第三に挙げられるのが、これも帝国自由都市段階以来の都市君主機関であった「世俗裁判所」である。その構成員は、裁判長の財務官 *Kämmerer*、その代理のシュルトハイス *Schultheiß*、世俗裁判官 *Richter*、及び造幣長官 *Münzmeister*、造幣請負仲間 *Hausgenossen* であった。帝国自由都市段階においては、前三者が「世俗裁判所」を構成していたが、後二者は独立した「造幣裁判集会」を構成していた。従って領邦都市段階に至り、この後者の裁判所が「世俗裁判所」に統合されたものと考えられる。

「世俗裁判所」の管轄、ないし財務官とシュルトハイスの権能と義務は、部分的には、一六六七年一月一四日に選定侯ヨーハン・フィリップ・フォン・シェーンボルン（在位、一六四七―七三年）が宮廷評議官ヨーハン・フィリップ・ヨドチ *J. Ph. Jodoci* に授与した授權書⁽⁷⁰⁾から分かる。それによると当該裁判所は帝国自由都市時代と同様に民事裁判所であって、民事事件を審理した。告訴された一切の事件はまずシュルトハイスが類別し、事件が簡単なし明瞭である場合には彼が単独で判決を下し、問題が深刻であり紛糾していると判断した場合には都市世俗裁判所に付託した。とりわけ、財産目録作成、財産分割、遺言、婚姻、その他の契約に関しては、世俗裁判官の審理に任せたのである。シュルトハイスは常に両当事者の和解を重視しなければならない。彼は財務官が不在の場合にはその代理を務める高級役人であるが、事件が極めて重大な時には財務官の指示を仰がなければならない。ならなかった。

なお、旧来は婚姻関係の裁判権は中央教会裁判所及び首席司祭裁判所、さらにはゲヴァルトボーテ裁判所の間で分掌されていたが、遅くとも一七世紀に世俗裁判所に帰属するようになったことは注目すべきであって、教会と国家との関係を見ていく上で重要である。

まず「官僚表Ⅲ」から読み取れることは、以下の点である。

(一) 大司教の即位直後に任命された財務官(在任期間欄中@にて指示)は僅か三名で、そのうち二名は三十年戦争前である。当該官職に対する大司教の罷免権は強くなく、三十年戦争以降その傾向は強まっている。

(二) 在任年数の平均は、三十年戦争前迄は一〇・八年、それ以後は一〇・六年であり、ゲヴァルトボーテの場合とは後半やや異なり、横ばい状態であった。官職売買制は見られないが、終身制の傾向は確認できる。但し、終身任期であった者は三十年戦争迄は九/一七(Nr・四、七、九—一三、一六、一七)、それ以後は四/一五(Nr・一九、二四、二七、二八)であり、減少傾向を示していく。

(三) 出自について見ると、三十年戦争前は、将来帝国直属のフライヘルないし帝国騎士に昇格する邦属騎士——しかもその大半がマインツ選定侯以外の君主に服する邦属貴族である——により独占されており、この点は帝国自由都市段階と同じであった。だが、三十年戦争後は現実にフライヘル、帝国騎士、さらには帝国伯である帝国直属貴族によりほぼ独占されている。これは総督の場合と同じであり、当該官職の地位の一層の上昇を意味すると同時に、選定侯の自邦の邦属貴族による制約を逃れ得た大司教の権力の強さを示すものであった。そして、この後者の側面は三十年戦争の前後において相違はない。また、財務官の主たる出身地は、フランケン地方からライン地方へと移行し、選定侯領の首都マインツに近くなっている。

しかしその一方で、当該官職は、帝国自由都市段階と同じく、司教座聖堂参事会員——司教座聖堂合唱隊長、Domscholaster、司教座聖堂 Sänger (一四例)も含めて——により独占されていて、例外は最末期の俗人(Nr・

【官僚表Ⅲ：財務官】

Nr.	氏名	在任期間	年数	出自	備考
1	Johann Münch von Rosenberg	1455.3.16-1470	15	バイエルン大公の家臣 (Sulzbach-Rosenberg, OPf.)	司教座聖堂参事会員；1487.5.17死去
2	Volprecht von Ders	1474.12.16-1477	3	貴族	Domscholaster；1478.4.25死去
3	Bernhard von Breidenbach	1477.8.3-1493	16	1496年、ヘッセン方伯の封臣となる (Biedenkopf)；1700年頃帝国騎士 (Fr.)	司教座聖堂参事会員；1484年司教座聖堂参事会首席；1497.5.5死去
4	Adolf Rau von Holzhausen	1493-1512.12.26	19	貴族 (Wolfratshausen, OB.)	司教座聖堂参事会員；在任中、司教座聖堂参事会首席に昇進、死去
5	Ulrich von Schechingen	?-1515, 1516, 1518-	?	貴族	Domscholaster；1518.1.9司教座聖堂参事会員による代行の承認
6	Dietrich von Werthoff	1519.2.20-1532	13	貴族	司教座聖堂参事会員；1543.12.3死去
7	Konrad von Liebenstein	1532.10.23-1536.11.29?	4?	ナッサウ-ザールブリュッケン家の封臣；18世紀にはフレイヘル・帝国騎士 (Sch.)	Domscholaster；在任中 (?) 死去
8	Johann von Ehrenberg	1538.4.24-1541	3	貴族	司教座聖堂参事会首席；1544.11.5死去
9	Philipp von Stockheim	1541.1.22-1548.6.21?	7?	17世紀には帝国騎士 (Fr.)	司教座聖堂 Sängler；在任中 (?) 死去
10	Adam Kuchenmeister von Gamberg	1548.8.16-1553.7.26?	5?	貴族	司教座聖堂参事会首席；在任中 (?) 死去
11	Andreas Mosbach von Lindenfels	1553-1571.5.5?	18?	1277年以降、ゾラールの家臣 (Bergstraße)；17世紀末には帝国騎士 (Fr.)	司教座聖堂参事会員；1553年司教座聖堂参事会首席、1564年司教座聖堂参事会長に昇進、在任中死去
12	Hans Heinrich von Walbron	1571.5.14-1573.10.15?	2?	貴族	司教座聖堂参事会員；在任中 (?) 死去時、Domscholaster
13	Anton von Wildberg	1574.8.14-1594.2.9?	19?	1123頃-1305年、伯 (Königshofen/Grabfeld)；1354/68年以降ゾエルトツアルク司教の家臣	Domscholaster；在任中 (?) 死去時、司教座聖堂参事会首席代行司祭
14	Johann Schweickhardt von Kronberg	1599.6.13-1604.2.17	5	帝国家人から帝国騎士 (Rh.)	司教座聖堂参事会首席；新大司教の選出時まで在任

15	Georg Friedrich von Greiffenklau zu Vollraths	1604.6.5@-1604.9.14前	0.3	18世紀にはフライヘル・帝国騎士 (Fr.)	Domscholaster
16	Anton Walbott von Bassenheim	1604.9.14@-1629.9.22?	25?	Isenburg-Braunsberg 伯の封臣 (Koblenz); 1729年以降帝国直屬 (伯?)	司教座聖堂合唱隊長; 在任中 (?) 死去
17	Johann Reinhard von Metternich	1629-1638.1.1?	8?	1635年以降帝国フライヘル (Rh.)	司教座聖堂参事会会長; 在任中 (?) 死去
18	Hugo Eberhard Cratz von Scharfenstein	1638.7.13-?	?	トリーアのフルクマンツから、18世紀には帝国騎士 (Rh., Fr)	司教座聖堂合唱隊長; 1663.3.13死去
19	Hugo Friedrich von Eltz	?	?	18世紀には伯・帝国騎士 (Rh.)	司教座聖堂合唱隊長; 1658.7.29死去
20	Peter Jakob von Partenheim	?-1662?	?	フライヘル (?)・帝国騎士 (Rh.)	司教座聖堂合唱隊長; 1662.4.17死去
21	Philipp Ludwig von Reisenberg	1662-1668.5.18	6	?	司教座聖堂参事会員; 1475年 H. L. v. Reisenberg はシュルトハイヌ
22	Franz Georg von Schönborn	1668.6.8-1674.7.16?	6?	帝国騎士 (Rh.)・フライヘル (Fr.)	司教座聖堂参事会首席代行司祭
23	Anselm Franz von Ingelheim	1674.10.23-1675	1	18世紀にはフライヘル・帝国騎士 (Fr.)	司教座聖堂参事会員; 1675年エルフルト総督に昇進
24	Johann Friedrich von Eltz	1675.8.3@-1686.8.30?	11?	18世紀には伯・帝国騎士 (Rh.)	司教座聖堂参事会員; 1679.12 Domscholaster、在任中 (?) 死去
25	Friedrich Anton von Dalberg	1686-1692	6	フライヘル (Rh.)	ゲオルムスの財務官、ライントツ司教座聖堂参事会員
26	Hugo Wolfgang von Kesselstatt	1692-1709.12.18	17	18世紀にはフライヘル・帝国騎士 (Rh.)	司教座聖堂参事会員; 1699.4.22司教座聖堂合唱隊長; 1709.12.18司教座聖堂参事会首席に選出
27	Otto von Malsburg	1709.12.19-1720.3.24?	10?	?	司教座聖堂参事会員; 在任中 (?) 死去

28	Karl Emmerich Franz von Breidbach-Bürresheim	1720-1743.2.20?	23?	フライヘル・帝国騎士 (Rh.)	司教座聖堂参事会員；在任中、司教座聖堂参事会首席、同会長に昇進、死去
29	Lothar Georg Joseph Reichsgraf von Stadion und Tannhausen	1743-1770-?	29?	帝国伯	司教座聖堂参事会員；1754年以降、Domscholaster
30	Franz Philipp Wilderich Graf von Walderdorf	1772-1778	6	伯	司教座聖堂参事会員
31	Karl Adolf Freiherr von Ritter zu Gruenstein	?-1781-1792-?	?	フライヘル	選定侯の宮廷常駐官房官；以前はマインツ総督；最初の世俗身分出自の財務官
32	Friedrich Lothar Joseph	?-1796、1797-?	?	帝国伯	司教座聖堂参事会員

註1：Heinrich Schrohe, Die Stadt Mainz unter kurfürstlicher Verwaltung (1462-1792) (Beiträge zur Geschichte der Stadt Mainz, Bd. 5), Mainz 1920, Die Kämmerer des weltlichen Gerichtes zu Mainz seit 1462, S. 63-66.

註2：@は大司教の即位直後の任命を示す (以下、同)。

註3：Rh.=Rhein 騎士クライス、Fr.=Franken 騎士クライス、Sch.=Schwaben 騎士クライス、OB.=Oberbayern、OPf.=Oberpfalz

三一：但し他と同じくフライヘル)の場合に限られる。しかも彼らの中には、参事会首席 (三十年戦争前は六例であり、その後は二例)、参事会会長 (三十年戦争前は一例で、その後も一例) に昇格し得た高位の人物も含まれており、当該官職の地位の高さを物語っている。そして、こうしたことは大司教の司教座聖堂参事会との妥協の産物である。

(四) 兼職などについては、三十年戦争後、エルフルト総督に昇格する者 (Nr・二三) やマインツ総督を経験した者 (Nr・三一) が見られる程度で、世俗官職を兼職した者は僅少であり、当該官職の完結性を示している。次いで、「官僚表IV」によると、以下の点を確認することができる。

(一) 大司教の即位直後に任命されたシュルトハイスは五名を数え、大司教の罷免権が相当強かったことが分かる。但し、五名のうち三十年戦争以前が四名であり、その点からする限り、当該権能の強さはこの時期迄に限られていたと判断される。

〔官僚表IV：シュルトハイヌ〕

Nr.	氏名	在任期間	年数	出自	備考
1	Kraft von Aldendorf	1462.12.9@、 1467.6.25、7.19	4?	貴族	彼の妻と姉妹が年利5%で大司教 Dietrich (在位1434-59年) に2,000fl.、Adolf II. (在位1461-75年) に1,000fl.を貸与
2	Werner Broich	1466.6.12	1	?	
3	Kraft von Aldendorf	1467.11.21-1475以前	8	貴族	当職の用益権以外に、毎年80ライン・グ ルデンを受給 (レンテ支給)
4	Henne Rudel von Reissenberg	1475	1	未滿 貴族	1662-1668、Phil. Lud. von. Reissenberg は財務官
5	Diether Billung	1475.11.9後@- 1478.8.24	3	?	シュンパリエル出身；250グルデンを以て当 職を購入；大司教 Diether (在位1475- 82年) から 100fl.を払い戻され辞任
6	Ludwig von Burnau	1478.8.24-1487.4.24- 1494以前	16	貴族	100fl.にて当職を購入
7	Georg Schraub	1494.5.23-1499-1504. 4.7以前	11	?	両法学者；1488年マインツ大学の裁判官 にして Rector；1494年世俗裁判官； 1504.4.7死去
8	Hartmann von Windeck	1505.12.31@- 1515.12.26-1518以前	12	貴族	博士；世俗裁判官の義兄弟の懇請により 世俗裁判官に任用、これと同時に義兄弟 は辞任；1486.9.9市場長官、建築役に任 用；大司教 Uriel (在位1508-14年)、同 Albrecht (同1514-45年) により評議官 職とともに終身任期で任用
9	Herbort von der Marten	1518.1.2-1528.3.16前	10	貴族	博士；1518.1.16、1524.5.13評議官に任 用
10	Johann Pfaff	1528.3.16 (-1540.10.28前)	12	?	法学博士、両法学修士；1518年世俗裁判 官；1535年 Kanzler となる
11	Hans von Zeelen (Zell)	1540.10.28-1549.6.21- 1553以前	12	プロテスタント選定侯の家臣 (Kirchheimbolanden)	法学博士、評議官；1549年皇帝法学博士

12	Konrad Vogt	1553-1565.9.10-1565以前	12	?	?	コールバッハ出身；皇帝法学修士，法学博士；1549年以降世俗裁判官
13	Kilian Eler	1565-1577	12	?	?	法学博士；1579.5.17死去
14	Peter Weichsel	1579.9.3-1583.9.23前	4	?	?	法学修士；1563.8.31以降世俗裁判官
15	Johann Erhard Hettinger	1583.9.23@-1586.4.24前	3	?	?	法学博士；1598年皇帝帝室裁判所陪席判事
16	Anton Bayer	1586.4.24-1614.12.17前	28	?	ライッツ市民	法学修士；Büdingen 出身
17	Johann Peter Moistetter	1614.12.17-1645.4.7	30	?	ライッツ市民	法学博士；ライッツ出身；移転税を徴収し財務府に引き渡す職務を担う；1645.4.7死去；Christoph M. は都市参事会員
18	Johann Adam Krebs	1645.4.7後-1667.12.14以前	23	?	?	両法学博士；ミュンスター及びオスナブリュック和平交渉に出席；1674年死去；Gerwin Krebs は1634年ケルン宮廷裁判所秘書
19	Johann Günther	?	?	?	?	両法学博士；ヌクエーデン評議員
20	Johann Christoph Jodoci	1667.12.14-1679前	12	?	?	両法学博士、選定侯評議員、アイヒスフェルト・ラント裁判所試補；宮廷評議員を兼職
21	Johann Peter Bentzel	1679@-?	?	?	?	両法学博士；後に選定侯統治府及び書記局の Direktor
22	Georg Friedrich von Berninger	?-1697以前	?	?	貴族	1697年副書記局長；1712-1749年 Joh. Frz. v. Berninger はゲヴァルトボータ、宮廷評議員
23	Johann Wilhelm Mertz von Quirnheim	1697-1718.4.9	21	?	貴族	以前はマルタ修道騎士団の Kanzler、ブラウンシュヴァイク評議員；Johann Rudolf Rapp (ヴェルツブルク) が副シェルトハイヌ職を務める；在任中死去
24	Heinrich Christian Adam Eckart	1718-1746後	28	?	?	高齢の故に、経験豊かな世俗裁判官 Johann Peter Fritz (両法学博士) が副シェルトハイヌ職を務める

25	Joseph Anton Leonhard Hartmann	1752以前-1766以後	14	?	面法学修士；選定侯の常駐宮廷—統治府評議員、宮中伯
26	Johann Valentin Gerster	1767以前-1788以後	21	?	面法学修士；選定侯の常駐宮廷—統治府評議員
27	Jahann Valentin Reichert	1790以前-1797以後	7	?	面法学修士；選定侯の常駐宮廷—統治府評議員

註：Heinrich Schrohe, Die Stadt Mainz unter kurfürstlicher Verwaltung (1462-1792), Mainz, 1920, Die Schultheißen des weltlichen Gerichtes seit 1462, S. 66-68.

(二) 在任年数の平均は三十年戦争前迄は九・三年であったが、それ以後は一四・五年と伸びている。一方、終身任期であった者も三十年戦争迄は二／一六(Nr・七、八)、それ以後は三／一一(Nr・一七、二三、二四)であり、増加傾向を示している。その点では三十年戦争以後における当該官職の安定性、ひいては当該官僚の自由裁量の余地の大きさは確かに増加していると考えられる。しかしながら、初期段階に採られていた官職—用益権売買制(Nr・三、五、六)——帝国自由都市段階の性格の存続、但しかつては一、四〇〇Gl.であった⁽⁷²⁾——は一六世紀以降は実証できないし、官職を購入した者も任期は八、三、一六年であり終身ではないし、ましてや世襲を実現できたわけでもなかった。従って、三十年戦争以後、当該官職の家産化が進んだとは言えないのである。

(三) 出自を見ると、一五五〇年代迄は邦属貴族が多くなった(七／一六)——これは「長老」門閥により独占されていた帝国自由都市段階⁽⁷³⁾と異なり、新たな体制の出現を示す——が、それ以降、氏名からしてほとんどが市民出身となり(例外はNr・二二、二三)、司法における「市民化」の復活傾向が顕著である。いま一つの重要な傾向は、一四九〇年代末より、貴族であったNr・二二、二三、及び面法学博士が副シュルトハイスを務める迄のN・二四を除き、全員が法学博士ないし修士であったことである⁽⁷⁴⁾。その法学が単独の場合、それがローマ法か、教会法かは不明であるが、慣習と自らの記憶・経験とその場限りの判断に頼りがちであった旧来の素人的裁判か

ら、「書かれた理性」に基づいた体系性を目指す学識裁判への移行であり、裁判の「合理化」が進んでいたと言える。ユリストという、その法的判断において汎ヨーロッパ的な学識集団が、ここマインツでも審理に当たるようになったのである。当該官職任用の資格は身分ではなく、法学博士号・修士号という法学的学識に移行していたのである。このことは、一四七〇年代以降当該官職に就いた貴族の場合でも、その大半が法学博士であったことから理解されよう。

(四) 兼職などについて見てみると、前職は大学の裁判官(Nr・七)、世俗裁判官(Nr・七、八、一〇、一一、一四)、市場長官・建築役(Nr・八)であり、世俗裁判官を経て就任している場合が多い。しかし、いずれも一五七〇年代以前のことであって、それ以後については確認できない。一方、一五〇〇年以降、評議官などの中央官僚を兼職するようになること(Nr・八、九、一一、とりわけ二〇―二二、二五―二七)に注目すべきである。三十年戦争後、確実に当該官職は中央高級官僚への昇任階梯の一つとして位置づけられている。しかも兼職という形をとっていたのであり、ここに首都司法官僚と中央政府高級官僚との癒着・構造的同一性が展開していくのである。

最後に、「官僚表V」から、以下の点を明らかにできる。

(一) 大司教の即位直後に任命された世俗裁判官は三名いるが、いずれの例も一六世紀中葉に限られている。マインツ選定侯領において一五二〇年代に始まった統治組織の改革の一環とも考えられる。一四六二年段階でそれ以前の帝国自由都市段階からの世俗裁判官の留任が少なくとも五例あったことを考えると、大司教の罷免権という点での成果は評価しなげなければならないが、その後の任用例を見る限り、シュルトハイス以上の高級官僚の場合には、大司教の罷免権の執行は明らかではない。

(二) 在任年数は三例(Nr・六、一二、二七)を除き、不明である。在任中死去(Nr・六、二七)の例がある

〔官僚表 V : 世俗裁判官〕

Nr.	氏 名	在任期間	年数	出 自	備 考
1	Dudo von Biberg	1466-?	?	貴族	ライプツ市征服前の裁判官 (5名確認) も在任
2	Hermann von Quadheim	1469.3.5-?	?	貴族	
3	Johann von Heidersdorf	1470	?	騎士	
4	Johann von Biberg	1470	?	貴族	
5	Henne von Lautern (Lutern)	1473-1482	9	騎士	
6	Hennekin von Scharfenstein	1476.12.28-1477.6.23	0.5	ライプツ大司教のフルクマン (Rheingau)	在任中死去
7	Johann von Sörngenloch gen. Gensfleisch	1476-1477.7.19-?	?	貴族	
8	Klaus Guldenscharf	1477.6.23以後-?	?	?	在任中死去した Nr. 6 の後任 ; 終身任期
9	Diether von Hönbergh	1477.6.25、7.19	?	貴族	
10	Peter Scheffer von Gernsheim	1479	?	ライプツ大司教ないし Katzenelnbogen 伯の家臣 (Gross-Gerau)	
11	Hartmann von Windeck	1482.1.20-?	?	貴族	博士 ; Nr. 5 (義兄弟) の懇請により任用、これと同時に Nr. 5 は辞任 ; 1486.9.9市場長官、建築役に任用 ; 大司教 Uriel (在位1508-14年)、同 Albrecht (同1514-45年) によりシュルトハイヌ及び評議官に終身任期で任用
12	Johann von Molsberg	1485以前-1512以後	27	トリール大司教の家臣 (Oberwesterwald)	
13	Georg Schraub	1494	?	?	両法学者 ; 1488年ライプツ大学の裁判官にして Rector ; 1494年以降シュルトハイヌ
14	Johann Haselbaum	1498	?	?	
15	Johann Hauwenhut	1512.8.4	?	?	

16	Reinhard Reichenbach von Walsdorf	1516	?	Walsdorf (Untertaunus) 市民	
17	Markus Morsheimer	1512.8.4、1516	?	?	
18	Friedrich Apotheker von Albrecht	?-1526.3.20	?	17・18世紀に帝国騎士 (Fr.)	
19	Peter Staffel	?	?	?	Prokurator des Mainzer Stuhles ; 1514. 8死去
20	Kasper Allendorf	?-1521	?	?	
21	Valentin Momenson	1521(1531?)-?	?	?	
22	Johann Pfaff	1518	?	?	法学博士、両法学修士；1528年シュルトハイヌ；1535年 Kanzler となる
23	Johann Volckwein	1536.10.23	?	?	
24	Johann Dietherich	1526.3.20-1535.3.10 -?	?	?	Nr. 18 の後任；1551.2.17死去
25	Johann Riescher	1532.10.23-?	?	?	
26	Diether Felthelm	1542.5.8-?	?	?	
27	Johann Marsteller	1545.6.30 @-1546.3.11 以前	0.6	?	
28	Peter Haubenrisser	1546.3.11以後@-?	?	?	在任中死去した Nr. 27 の後任
29	Theoderich Flachswweiler	1548.5.28-?	?	?	1580.1.2死去
30	Konrad Vogt	1549.8.7-?	?	?	コールバッツハ出身；皇帝法学修士、法学博士；1553年以降シュルトハイヌ
31	Martin Weidmann	1551.3.24-?	?	?	
32	Melchior Schmick	1552.12.13-?	?	?	
33	Johann von Carben	1553.1.14-?	?	帝国騎士 (Fr.)	1503-11年、Emmerich von C. は総督
34	Johann Kolb	1553.11.12-?	?	?	
35	Peter Springinlee	1556@-1559	3	?	両法学博士
36	Johann Faust von Aschaffenburg	1559	?	Aschaffenburg 市民	
37	Peter Weichsel	1563.8.31-?	?	?	法学修士；1566.12.31、1579年シュルトハイヌ

38	Theoderich Selbach	1566-?	?	?	1573年死去
39	Adam Ebersheim	1580.12.27-?	?	マインツ市民	1619年、大司教評議官を兼職；父の Gerhard は建築役、都市参事会員
40	Valentin Spiess	?	?	?	
41	Konrad Kennicken	1588.1.23-?	?	マインツ市民	法学修士； Philipp K. はこの時期以前に直接税徴収役、都市参事会員
42	Johann Diether Reutter	?-1591.9.12前	?	?	
43	Philippus Anselmus	1593.12.29	?	?	
44	Lubentius Hettrisch	1611.2.28-?	?	?	法学博士；宮廷裁判所 Prokurator
45	Johann Hess	1614.12.16-?	?	?	法学博士

註： Heinrich Schrohe, Die Stadt Mainz unter kurfürstlicher Verwaltung (1462-1792), Mainz 1920, Die weltlichen Richter 1462-1614, S. 69-71.

が、在任期間がいずれも一年未満であり、終身制とは言えず、世襲制もない。

(三) 出自については、一五二〇年代迄は圧倒的に邦属貴族であり、「長老」門閥で独占されていた帝国自由都市段階⁽⁷⁵⁾とは異なり、この半世紀間の「邦属貴族化」の傾向は顕著である。そして、注目すべきことに、Nr・六、一〇が示すように、マインツ選定侯の家臣が任用されており、帝国直属者や選定侯以外の君主に服する邦属貴族が任用されていた上述の総督、ゲヴァルトボーテ、財務官とは異なっているのであって、官僚の等級が低くなればなる程、在地勢力の利害と結びついていくのであった。一方、三十年戦争以後は、都市参事会員となっているためマインツ市民と確認できる者、及び確認はできないものの、氏名からして市民であると判断される者によって独占されていく。「市民化」の傾向の復活は明らかである。その際、注目すべきことは法学博士・修士が多くなっていくことである。シュルトハイス程ではないが、一四八〇年代以降、法学博士・修士が数的に〇%から二五・七% (九/三五) へと増加している。その法学がローマ法か、教会法かは不明であるが、素人的裁判から学

識裁判への移行であり、裁判の「合理化」が進んでいたと言える。

(四) 兼職などについて確認できることは、市場長官、建築役 (Nr・一一) との兼職はひとまずおき、シュルトハイス (Nr・一一、一三、二二、三〇、三七) への昇任階梯が中世以来存続していることである。一方、評議官 (Nr・一一、三九)、宮廷裁判所関係の官職 (Nr・四四) への昇任が、稀ではあるが、生じてきており、当該官職は中央高級官僚への昇任階梯の最下級の官職となりつつある。

(d) 直接税徴収役・チンス徴収役・建築役 最後に挙げられるのが、旧来は都市参事会に帰属していた権限を行使するようになった下級官僚である。まず考察すべきが、遅くとも大司教ベルトルト治世 (一四八四―一五〇四年) には確認される直接税徴収役 *Schatzmeister* である。当役人は当大司教発布の諸条令 (発布日は不明) によると、「マインツの直接税納税義務者はすべて、市内・市外にある自らの不動産及び動産に関し、一〇〇グルデンの価値につき半期毎に一五シリング・ヘラーを納めることを直接税徴収役に対し誓約すべきであ」⁽⁷⁶⁾ った。当時一グルデンは二八シリング六ヘラーであったため、資産税の税率は一・〇五%である。一四五八年、一四六〇年に都市参事会が徴収していた時の税率であった〇・五%の倍であり、一四六九年の『特権状』で大司教が増税をしないとの約束をしたことは既に破られている。直接税徴収役は、この資産税以外に、竈税をも徴収した。その額は住宅一戸につき一二シリング、個人一人につき六シリングであった。これらの額は一四四四年以後のツンフト市制段階と同じである。

直接税徴収役は、恐らく一四九七年以降に、警護役 *Wachtmeister* を兼職するようになる。一五五三年四月二五日付の授權書⁽⁷⁷⁾には、

「直接税徴収役は、市民層の中で生じた変化について毎月警護令吏 *Wachtgebieter* 及び都市参事会書記に

問い合わせるべきである。市民が死んだり、市民として受入れられたり、ある教区から別の教区へ移住したりすると、彼は彼の記録簿を旧記録簿と比較し、変化を新記録簿に記載して、記録簿を常に整然と整理しておくべきである。その目的は、それに基づいて竈税の徴収の状況を判断するだけでなく、警備―警護義務やその他の意図のために住民を個々の場所に配置することにもある」(第四項)

と、記されている。つまり、遅くとも一六世紀中葉に彼は課税台帳を作成、整備する義務をも負うことになっていたのである。しかしその課税台帳は竈税徴収及び警護義務の遂行を目的としたものであって、未だ資産税徴収のための資産を記載した台帳ではないように思われる。

なお、「Libri communes」には、一六五四年五月一八日付けの授權書を最後として、当官職のそれ以後の授權書は記載されていない。というのも、直接税徴収は一六六〇年発布の都市参事会条令により都市参事会に移管され、固有の直接税徴収役の任用は不必要となったからである。

〔官僚表VI〕によると、以下のことを確認することができる。

(一) 大司教の即位直後に任命された直接税徴収役は二名(一七世紀前半)しか確認できず、少数である。大司教の罷免権は弱い。

(二) 在任年数は平均九・二年であり、これ迄考察してきた高級―中級官僚に比して、少し短くなっている。実質的な官職売買制が一六二二年以降(Nr・一五以降)明瞭となり、時には二、〇〇〇fl.という大金支払い(二四年間分か)と引き換えに、官職の家産化への過程が始まると考えてよい。しかし、その後の任用を見ると、世襲制化は無論のこと、終身制化すら認められないのであり(Nr・一五を除き)、三十年戦争後における当該官職の消滅と共に固有の大司教系列の都市官職における官職売買制の発展は終わったのであった。事実、官職売買行為が確認できないNr・一九の場合、初めて年給(七六グルデン、四マルテルの穀物)について言及がなされるの

[官僚表VI：直接税徴収役]

Nr.	氏名	在任期間	年数	出自	備考
1	Konrad Doring	?	?	?	1486.9.15以前に死去
2	Johann von Kirn	?	?	Kirn 市民 (Kreuznach)	
3	Hans Diemar	?	?	?	
4	Reinhart Anselm von Heydbach	?	?	貴族	Keller ; 1486.6.2以前に死去
5	Ludwig Kessler	?	?	?	Keller
6	Heinrich Kruss	?	?	?	
7	Jost Hemsbecher	1497.5.21以前-?	?	?	警護役を兼職(?)
8	Johann Krafft	1541以前-1551以後	10	ライントツ市民	筏師 ; 都市参事会十二名衆 "sechs Alte"
9	Jakob Kelner	1553.4.25-1565.2.13以前	12	ライントツ市民	鉄商 ; 警護役を兼職
10	Konrad Rau	1565.2.13以前-1568.2.3以後	3	?	
11	Hans Sattler	1571.3.12-1580以後	9	ライントツ市民	警護役を兼職
12	Johann Hell	1585.9.2以前-?	?	ライントツ市民	大司教 Wolfgang (在位1582-1601年) から年貢子12シリツク納入と引き替えに1地所の所有権を得る ; 1585年都市参事会員となる ; 1622年死去
13	Philipp Könnicken	?	?	ライントツ市民	1589年都市参事会員となる ; 1608.8.30以前死去
14	Hans Schmidt	1604.6.14@-1611以前	7	ライントツ市民	1605.6.25都市参事会員となる ; 1611年死去
15	Jakob Beck von Eltville	1612.3.19-1636.7.7前	24	Eltville 市民 (Rheingau)、後ライントツ市民	当職を得るために、兄弟、聖ペーター修道院助任司祭、ライントツ市民とともに2,000fl.の保証金を納入 ; スクエーデンによる占領下、在任中死去時に都市参事会員を兼職

16	Johann Mertz	1636. 7. 7.-1637. 12. 3前	1	マインツ市民	当職を得るために、年賃子50帝国ターラーを選定候会計局にもたらすこととなる1,000帝国ターラー相当物を譲渡
17	Johann Martin Metter (Meder)	1637. 12. 3-1649. 6. 15前	12	マインツ市民	前任者達と同様の条件で任用；1639年には都市参事会員に任命され、1681年にも都市参事会員に在職
18	Jost Hundtscheid	1649. 6. 15 @-1654. 5. 18 前	5	?	前任者達と同様の義務と給与とでもって任用
19	Johann Crafft Schmidt	1654. 5. 18-1660?	6	マインツ市民	最初よりチンス徴収役を兼職し、授権書も統合；年給は76グールドンと4マルテルの穀物；警護、市門警備、軍役免除；1647. 6. 16都市参事会員（終身）となり、1680. 10. 27死去

註：Heinrich Schrohe, Die Stadt Mainz unter kurfürstlicher Verwaltung (1462-1792), Mainz 1920, Beilage: Die Schatzmeister seit 1462, S. 74-76.

である。

(三) 出自については、初期には邦属貴族も少数いた(Nr・四)が、遅くとも一五四一年以降は一貫してマインツ市民であった。筏師、鉄商など、その職種が確認できる場合もある。「市民化」の進展は明らかである。

(四) 兼職に関しては顕著な傾向を確認することができる。Nr・七(?)、九、一一段階では(迄は?)警護役を兼職しているが、その後は圧倒的に都市参事会員を兼職していくようになった。Nr・一九を除き、直接税徴収役から都市参事会員へという兼職慣習が成立し、と同時に、大司教役人系列が市民自治系列に介入していった訳である。

さて、直接税徴収役とは別に、一四六四年以降チンス徴収役 Zinsmeister の任命が確認される。一五七五年二月二八日の授権書⁽⁷⁸⁾迄当職の内容は不明であるが、この授権書によればチンス徴収役の任務は、マインツ市内及び

城塞罰令圏内の大司教に帰属するすべてのチンス（世襲家屋や穀物倉、小売店、ブドウ畑、採草地、耕地、果樹園、共有地等に関わる永久貢租、償却貢租、地代）の徴収である（第一・三項）。

なお、当官職の職務が一六六〇年発布の都市参事会条令により都市参事会に移管されたため、「Libri communes」には、一六五一年八月三日付けの授權書を最後として、当官職のそれ以後の授權書は記載されていない。

「官僚表VII」によると、以下のことが分かる。

- (一) 大司教の即位直後に任命されたチンス徴収役はおらず、この点では大司教の罷免権は弱い。
- (二) 在任年数は平均九・五年であり、直接税徴収役よりも若干長いが、ほぼ同程度である。終身制・世襲制は行われていない。当該官職で注目すべき点は、大司教への負債（Nr・六、一〇）、保証物設定（Nr・七、一一）である。Nr・六のチンス徴収役は、一六一二年大司教ヨーハン・シュヴァイカルト Johann Schweickhardt から当該官職に関する決算を求められた際、一、〇〇〇fl.の赤字を出しており、そのため監禁されることになった。この経験を踏まえて、その後大司教は当該官職の任命の際に予め担保を要求することになったのである（Nr・七、一一）。従って、当該職は、職責を果さない限り、自らの経済基盤を危うくするどころか、大司教から罰せられることも稀ではなかった程、リスクの大きな官職であった。それ故、警護、市門警備、軍役免除という特権（Nr・八、一一）がその見返りとして賦与されていたと、理解されるのである。遅くとも三十年戦争期には俸給を得て俸給役人となっており、その額は一六五一年には倍加し、五〇fl.であった。但し、彼らの俸給が貨幣のみならず穀物、制服の形態でも支給されていたことが当時の特徴である（Nr・八、一一）。

(三) 出自は、一六世紀中葉以降の直接税徴収役と同じく、一貫してマインツ市民であり、「市民化」の傾向は確定的である。樽匠親方も就任している。

[官僚表Ⅷ：チンス徴収役]

Nr.	氏名	在任期間	年数	出自	備考
1	Johann Mancherley	1464.5.22-1473.4.23以後	9	?	1462年以前から建築役
2	Jost Hennisbecher (?)	?	?	?	Nr. 1 の後任と推測
3	Matthias Waltzberger	1575.2.28-1599.3.8前	24	ライントツ市民	
4	Philipp Köler	1599.3.8-1602.8.26前	3	ライントツ市民	
5	Nikolaus Spigel	1602.8.26-1603.9.22前	1	ライントツ市民	
6	Hans Jakob Praunmüller	1603.9.22-1611.6.30前	8	ライントツ市民	大司教に1,000fl.の負債
7	Hans Blum	1611.6.30-1636.7.10前	25	Hochheim (Main-Taunus) 出身の市民	1,000fl.の保証物としてプロウ畑、耕地を設定
8	Georg Mentzhengen	1636.7.10-1637.8.13前	1	ライントツ市民	商館の秤量官；1年任用；年給は24ポンド、1マルテルの穀物、2着の制服；警護、市門警備、軍役の免除
9	Paul Stegman	1637.8.13-1642.7.5前	5	ライントツ市民	樽匠親方；授権書の内容は1575年のものと殆ど同一
10	Hans Jakob Hoffmann	1642.7.5-1651.12.5-?	9	?	大司教 Anselm Kasimir (在位1629-47年)に506fl.の負債
11	Johann Eberhard Braun	1651.8.3-?	?	ライントツ市民	年給は50fl、4マルテルの穀物；警護、市門警備、軍役の免除；妻とともに現在及び将来の財産(家屋含む)を保証として設定

註：Heinrich Schrohe, Die Stadt Mainz unter kurfürstlicher Verwaltung (1462-1792), Mainz 1920, Das Amt des Zinsmeisters, S. 76-79.

(四) 兼職は多くはなく(Nr・一、八)、都市の下級役人として固定化されていた。

もう一方の役人は、建築監督権を行使する建築役である。同時に彼はまた毎週ないし毎月パンの重量検査をも行なっていた(一五五一年四月一日後の授權書、第七項⁽⁷⁹⁾)。

なお当官職にあっても一六一二年九月一四日付の授權書を最後に、それ以後の授權書は“Libri communes”には記載されていない。その理由は、上記二官職の場合と同じであろうと考えられる。

「官僚表Ⅷ」から読み取れることは以下のとおりである。

(一) 大司教の即位直後に任命された建築役は一七名中三名であり、多くはなく、時期的にも分散している。但し、上記の二名の徴税役人に比べると、数は若干多く、大司教の罷免権はやや強いといえる。

(二) 在任年数は平均九・八年であり、徴税役人より若干長いが、同程度である。注目すべきことに、Nr・三に「建築役職に帰属する諸権利」とあり、一方で、Nr・四において年給が一〇fl.から七〇fl.に急激に増加し、Nr・九以降二〇fl.に減少している。このことは、Nr・八迄の当該官職の地位の高さと、少なくともNr・三時点での当該官職の保有官僚制的性格を表している。但し、Nr・三、一一、一四、一七に明確に見られるように、一貫して終身制、世襲制ではない。また、年給の額からして、Nr・九以降(Nr・八とNr・九との在任期間が重複しているため、一五二〇/二〇年代以降)、当該官職はチンス徴収役と同等、ないしそれ以下と位置づけられる。

(三) 出自に関しては、一五二〇年代迄は、将来帝国直属の帝国騎士に上昇し得た家系も含む、邦属貴族家系で独占されている。建築行政は中世以来同時に軍政でもあったためである。しかしその後は、都市参事会員をも兼ねるマインツ市民が任用されていき、「市民化」が明瞭に進んでいる。とは言え、Nr・一五が示すように、資産家が就任しているのと言う迄もない。

(四) 建築役は一五二〇年代迄は世俗裁判官、市場長官、シュルトハイス、ゲヴァルトボーテなど本来の大司

[官僚表Ⅷ：建築役]

Nr.	氏名	在任期間	年数	出自	備考
1	Johann Mancherley	1462以前-1473.4.23-?	?	?	ライオンツ市征服以前から当職に服す； 1464年以降チونس徴収役兼職
2	Bernhard von Brunfels	1484.11.29	?	?	
3	Hartmann (von) Windeck	1486.9.9-1489.5.9前	3	貴族	博士； Morhenne と共に当職を管理； 建築役職に帰属する諸権利以外に、毎年 10fl.、及び衣服を得る； 1482.1.20以降 世俗裁判官、1486.9.9以降市場長官、 1505年以降シュェルトハイヌ
4	Henne von Bellersheim	1489.5.9-1502.7.28前	13	18世紀には帝国騎士 (Rh.)	評議官を兼職； 年給は 70fl.、2 着の衣 服、住居手当
5	Friedrich von Hetersdorf	1502.7.28-1505.3.4前	3	帝国騎士 (Fr.)	1502.7.28以降ゲザテルトボーテを兼職
6	Rudolf von Staffel	1505.3.4@-1520.9.27前	16	貴族	1505.3.4以降ゲザテルトボーテを兼職
7	Philipp von Hell	1520.9.27-1525以前	5	貴族	1520.9.27以降ゲザテルトボーテを兼職
8	Johann von Scharfenstein	1525.8.8-?	?	ライオンツ大司教のゾルクマン (Rheingau)	1525.8.8以降ゲザテルトボーテを兼職； 1476.12.28以降 Henneckin v. Scharfen- stein は世俗裁判官
9	Johann Bender gen. Holzflusser	1515.1.9@-1532.2	7	?	年給は 20fl.、1 着の夏服； 辞任後、大 司教より聖靈施療院の聖職禄を賦与
10	Johann Lower (Loer)	1532.2.23/25- 1538.11.26前	7	?	年給は Nr.9 と同一
11	Hans Dreuttel (Dreudel)	1538.11.26-1551以後	12	ライオンツ市民	オッペンハイム出身； 1542年に都市参事 会員となる； 1564年初頭死去
12	Georg Reitz	1551.4.11-1561- 1565.3.18前	14	ライオンツ市民	1542年以後、都市参事会員となる
13	Hans Walch	1565.3.18-1575.2.27前	10	ライオンツ市民	1567年以後、都市参事会員となる
14	Gerhard Ebersheim	1575.2.27-1590.3.18	15	ライオンツ市民	大工親方； 1579、1598年には都市参事会 員； 1603.11.11以前に死去

15	Philipp Schade (Schad)	1590.7.10-1604.6.14以 前	14	マインツ市民 (祖先は Ostheim の Zentgraf?)	以前は Ehrenfels 税関書記、Lohneck 会計役；1602-10年、帝国援助税及び対 トルコ税を他の3名のマインツ市民と もに徴収する任務を大司教から課せら れる；1560、1570、1574年に聖十字架教会 Propst に1,500fl.を貸与し、1581年以 降は市民、シュルトハインスの寡婦、司教 座聖堂参事会会長、司教の共同相続人か ら種々の家屋、ブドウ園、耕地、採草地 等を購入
16	Jakob Crafft	1604.6.14@-1611以前	8	マインツ市民	1605.6.25に都市参事会員となる；1611 年死去
17	Johann Müller	1612.9.14-1642-?	?	マインツ市民	1621.10.7に大司教より更に10年間の木 材販売を許可される；1615.11.7-1641 年、都市参事会員；1660.5.2死去

註：Heinrich Schrohe, Die Stadt Mainz unter kurfürstlicher Verwaltung (1462-1792), Mainz 1920, Beilage: Verwalter des
Baumeisteramtes in Mainz, S. 83-87.

教役人職を——さらに臨時の徴税役（請負制か）をも——兼任し、その地位の高さを示している。だが、それ以
降は都市参事会員職を兼任していくようになる。これは単に、建築役職から都市参事会員へという兼職慣習の形
成のみを意味するに止まらず、大司教役人系列が市民自治系列に介入していくことを示すものである。

以上、市民の誠実宣誓と大司教の都市統治機構を考察してきた。大司教賦与の性格が前面に出、彼により選定
侯領の利害の増進に合わせて改変され得た特権状が「基本法」として機能していく新たな段階——近世、ないし
それへの移行期——においては、大司教の都市支配は官僚を通じての直接市民支配への一元化を大きく進展させ
た。その官僚の代表的存在が、「a」総督管区に関わる、大司教への助言、公安の維持、都市参事会の議長職（特
に裁判、新市民加入）を職務とする総督、「b」公安警察（主な対象は、市壁、警護、軍需物資、火災、乞食・浮

浪者)、市場警察(特にパンと肉)、建築警察、以上の裁判、刑事裁判、ポリツァイを職務とするゲヴァルトポーター、(c) 民事事件(特に遺産、婚姻、その他の契約)を審理する「世俗裁判所」の裁判官である財務官、シュルトハイス、「世俗裁判官」、(d) 徴税の任に当たる直接税徴収役とチンス徴収役、並びに建築監督の任に当たる建築役であった。彼ら官僚の特質を摘記すると、以下の如くなる。

(一) 大司教の罷免権は総督以下、シュルトハイス迄の高級・中級官僚——但し、司教座聖堂参事会員出身の財務官は除く——に対しては行使されており、特に三十年戦争以前においては顕著である。逆に官僚の地位が低くなればなる程、また三十年戦争後になればなる程大司教の罷免権は弱くなる。

(二) 任用形態については、シュルトハイスに官職売買制が、直接税徴収役に実質的な官職売買制が採られていたことが注目されるが、前者は一六世紀以降に、後者は三十年戦争後には禁止されている。また、官職売買を通じての官職の世襲化は展開しておらず、売買されたのは本質的には官職そのものではなく、官職用益権であったのである。⁽⁸⁰⁾ だが、総督を筆頭に、ゲヴァルトポーター、シュルトハイスの順に、三十年戦争後になると在任年数が長くなり、同時に終身任期の事例が増加し、前二者ではほぼ半数が終身任期であった。財務官の場合にも終身任期の事例は見られるが、三十年戦争後には寧ろその傾向は弱まり、世俗裁判官や下級官僚(徴税役人以下)の場合は終身任期制の傾向は見られない。また、世襲化はどの官僚にも、またどの時期にも見られなかった。従って、高級官僚であればある程、とりわけ三十年戦争後になるとその官職は安定し、自由裁量の余地は増加していたと理解される。しかし、官職の家産化の展開ということにはほぼ言えない。

(三) 出自に関しては、総督には一貫してほぼマインツ選定侯領外の帝国直屬者が、ゲヴァルトポーターには選定侯領外の邦属貴族(三十年戦争後はほぼ市民)が、財務官には選定侯領外の邦属貴族(三十年戦争後は帝国直屬者)が、シュルトハイス以下の官僚には遅くとも一五五〇年代以降になると市民(ほとんどがマインツ市民で

ある)が任用されていく。従って、①財務官以上の顯職の官僚に見られる、選定侯領貴族勢力からの大司教の自立性(自由な任命権)にまず注目すべきである。これは他の司教都市に見られないマインツ市の特質である。⁽⁸¹⁾そして、これと同時に自領邦外の貴族——三十年戦争後は帝国直屬貴族——に依拠したという事実には、マインツ選定侯領の「非閉鎖領邦」としての特質を見て取らなければならない。②一五五〇年代以前の官僚の「貴族化」傾向に注目すべきある。③その一方で、それ以降、とりわけ三十年戦後の、ヴァルトボータ及びシュルトハイヌ以下の大半の官僚の「市民化」の現実にも注目すべきである。そしてこれと密接に関連していたのが、裁判官職に見られる市民の法学博士・修士号の取得であった。一四九〇年代以後に展開するこの史実から、我々は裁判の「合理化」及び汎ヨーロッパ的な学識集団の出現を見るにとどまらず、出生身分から法学博士・修士号という学識的資格への移行という歴史的变化をも読み取らなければならない。そしてこれがさらに組織化されたのが、一七世紀末以降のマインツ選定侯領全域における司法官・行政官の資格として、(I)マインツ大学ないしエルフルト大学での二年間の法学修学の終了、あるいは(II)三年間の無給の実務経験をはさむ二度に亙る国家試験(行政官の場合、経済学・内政学・商学・財政学に関する „examen generale“、内政学・官房経済学に関する „examen specialius“)が課せられるようになったことである。⁽⁸²⁾

(四)最後に、兼職などについては、以下の点が重要である。①総督、ゲヴァルトボータ、シュルトハイヌ、世俗裁判官という高級・中級官僚は、三十年戦争前から、そしてそれ以後はますます頻繁に中央高級官僚を兼任していき、中央高級官僚への昇任階梯を作り出す一方で、首都高級官僚と中央高級官僚との癒着・構造的同質性を生み出していった。②下級官僚では、直接税徴収役(一五八〇年代以降)及び建築役(一五四〇年代以降)が都市参事会員を兼職していくようになる。ここに我々は兼職慣習の形成を見ると同時に、大司教役人系列による市民自治系列への介入を見て取らなければならないのである。

以上のように、選定侯は旧来の権限を維持したことは言う迄もなく、新たに権限を奪回・獲得せしめた。彼はそれを、高級官僚（総督、ゲヴァルトボート、財務官）、中級官僚（シュルトハイス、世俗裁判官）と下級官僚（直接税徴収役、チンス徴収役、建築役）を通じて行使していた。三十年戦争以前の特徴を摘記すれば、①高級官僚では大司教の自由な任命と罷免権行使、邦外貴族の出自、終身任期制の傾向、中央高級官僚との兼職の傾向、②中級官僚では一五五〇年代以前の「邦属貴族化」とそれ以降の市民的出自、官職売買（本質的には用益権の売買）と法学的な学識資格、中央高級官僚との兼職の傾向、③下級官僚では市民的出自、実質的な官職売買、首都官僚としての完結性が主な特徴である。これらの中の君主の自由な任命と罷免権（解約告知権）、官職用益権の売却と終身任期制（の傾向）、任用形態の多様化と法学的な学識資格、及び階層毎の官職の在り方の相違、首都官僚と中央官僚との人的癒着・同質性と並んで、上述の、詳細な内容の授權書に見られる行政の規範化、行政の多様化と広域化（特に高級官僚の場合）、給与の多様性（貨幣、穀物、制服など）が近世——ないしそれへの移行期——の官僚制の特質である、と言える。⁽⁸³⁾ 但し、官職売買制は一七世紀には禁止されている。それでは、こうした特質を有した官僚ヒエラルキーを通しての大司教都市支配権の強化の下、領邦都市及びその構成組織はもはや「中間権力」ではなかったのであろうか。

註

(70) Libri communes, Bd. 12 Fol. 44 (14. Dezember 1667). Vgl. Heinrich Schrohe, Die Stadt Mainz unter kurfürstlicher Verwaltung (1462-1792) (Beiträge zur Geschichte der Stadt Mainz, Bd. 5), Mainz 1920, S. 59f., Anton Ph. Brück, Mainz vom Verlust der Stadtfreiheit bis zum Ende des Dreißigjährigen Krieges (1462-1648), Geschichte der Stadt Mainz, Bd. V, Düsseldorf 1972, S. 3.

(71) 拙稿「一五世紀自由都市マインツにおける都市君主権の構造」(『法制史研究』二七、一九七八年)、七九—八〇頁。

- (72) 拙稿「一五世紀自由都市マインツにおける都市君主権の構造」(註、71)、八六―八七頁。
- (73) 拙稿「一五世紀自由都市マインツにおける都市君主権の構造」(註、71)、八〇―八二頁。
- (74) ハンス・ティーメ著、久保正幡監訳『ヨーロッパ法の歴史と理念』(岩波書店、一九七八年)、三八一―五三頁。
- (75) 拙稿「一五世紀自由都市マインツにおける都市君主権の構造」(註、71)、八二―八五頁。
- (76) Mainzer Ingrossaturbücher, Bd. 57 Fol. 324 (undatiert). Vgl. H. Schrohe (wie Anm. 70), S. 72.
- (77) Mainzer Ingrossaturbücher, Bd. 66 Fol. 106 (25. April 1553). Vgl. H. Schrohe (wie Anm. 70), S. 72-74, A. Ph. Brück (wie Anm. 70), S. 3.
- (78) Mainzer Ingrossaturbücher, Bd. 72 Fol. 292 (28. Februar 1575). Vgl. H. Schrohe (wie Anm. 70), S. 76-78.
- (79) Mainzer Ingrossaturbücher, Bd. 66 Fol. 81 (nach 11. April 1551). Vgl. H. Schrohe (wie Anm. 70), S. 81f.
- (80) 但し、マインツ選定侯領全体においては一八世紀後半に、例えば一七六三年に司教座聖堂参事会員資格の官職、一七八一年に貴族出身の宮廷評議官、一七八六年に将校に関して官職売買が行われていたのは事実である。Hans Goldschmidt, Zentralbehörden und Beamtentum im Kurfürstentum Mainz vom 16. bis zum 18. Jahrhundert (Georg von Below, Heinrich Fincke und Friedrich Meinecke (hrsg.), Abhandlungen zur Mittleren und Neueren Geschichte, Heft 7), Berlin/Leipzig 1908, S. 191f. 官職売買に関しては Dietrich Gerhard, Amtsträger zwischen Krongewalt und Ständen - Ein europäisches Problem (in: Historisches Seminar der Universität Hamburg (hrsg.), Alteuropa und die moderne Gesellschaft. Festschrift für Otto Brunner, Göttingen 1963), S. 237f.; 成瀬 治『絶対主義国家と身分制社会』(山川出版社、一九八八年)、一〇九―一六〇頁、拙著『近世ドイツ絶対主義の構造』(創文社、一九九四年)、三七〇―三七二頁。
- (81) Elisabeth Darapsky, Mainz, die kurfürstliche Residenzstadt 1648-1792 (Geschichte der Stadt Mainz), Mainz 1995, S. 21.
- (82) H. Goldschmidt (wie Anm. 80), S. 189f.
- (83) 拙著(註、80)、三六五―三八二頁をも参照。